

障発0326第12号  
令和2年3月26日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の  
一部改正について

今般、「食事による栄養摂取量の基準」（令和2年厚生労働省告示第10号）により、同告示において示す推定エネルギー必要量が改正されたことに伴い、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を下記のとおり改正し、令和2年4月1日より適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺漏なきようお願いしたい。

なお、令和2年3月31日までに書かれた診断書・意見書については、従前のとおりのお取り扱いとする。

また、本通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

#### 記

別紙「身体障害認定基準」の「第2 個別事項」の「五 内臓の機能障害」の「5 小腸の機能障害」に規定する日本人の推定エネルギー必要量（表1）を、別添のとおり改正する。

(別添)

(表1) 日本人の推定エネルギー必要量

年齢 (歳)	エネルギー (kcal/日)	
	男	女
0～5 (月)	550	500
6～8 (月)	650	600
9～11 (月)	700	650
1～2	950	900
3～5	1,300	1,250
6～7	1,350	1,250
8～9	1,600	1,500
10～11	1,950	1,850
12～14	2,300	2,150
15～17	2,500	2,050
18～29	2,300	1,700
30～49	2,300	1,750
50～64	2,200	1,650
65～74	2,050	1,550
75 以上	1,800	1,400

「食事による栄養摂取量の基準」(令和2年厚生労働省告示第10号)